

ポートアイランド新グラウンド（港島南町）
整備事業（デザインビルド方式）
要求水準書

令和2年12月11日
神 戸 市

目 次

1. 総則	1
1.1 要求水準書の位置づけ	1
1.2 事業の趣旨	1
1.3 事業の実施場所	1
1.4 事業の対象施設	1
1.5 事業範囲	2
1.6 本事業における留意事項	2
1.7 業務従事者の条件等	2
1.8 第三者の使用	3
1.9 遵守すべき法規制等	3
1.10 事業スケジュール（予定）	5
1.11 事業関連資料等の取扱い	6
1.12 本事業の市担当職員	6
1.13 市の引渡し検査	6
2. 施設整備に関する要求水準	7
2.1 施設整備の基本的な考え方	7
2.2 事業実施場所に関する条件等	7
2.3 施設概要	8
2.4 設計要求水準	8
2.5 建築計画の考え方	13
3. 設計・計画等各種申請業務に関する要求水準	14
3.1 基本事項	14
3.2 設計・計画通知等各種申請業務の基本方針	19
4. 工事業務に関する要求水準	20
4.1 基本事項	20
4.2 工事業務の基本方針	21
4.3 工事業務の要求水準	22
5. 工事監理業務要求水準	26
5.1 基本事項	26
5.2 工事監理業務の基本方針	27
5.3 工事監理業務に関する要求水準	27

1. 総則

1.1 要求水準書の位置づけ

本書は、神戸市（以下「市」という。）が、ポートアイランド新グラウンド（港島南町）整備事業（デザインビルド方式）（以下「本事業」という。）に係る設計・施工・工事監理業務を一括して実施する民間事業者を、総合評価一般競争入札方式により募集・選定するにあたり、本事業の業務遂行について、市が民間事業者に要求する業務水準を示すものである。

1.2 事業の趣旨

市では、磯上公園内における新体育館の整備に伴い、現在の磯上公園が有しているグラウンド機能をポートアイランドで確保することを計画している。

本事業を実施する受注者（以下「事業者」という。）には、工事の設計・施工等に関する専門的な知識やノウハウ、事業のマネジメント力が求められる。

本事業においては、設計・施工・工事監理業務を一括して実施するデザインビルド方式を採用することにより、民間事業者の技術やノウハウを活かし、グラウンド機能の充実及び利用者の利便性の向上、工事期間や財政負担等の縮減、効率化を図ることを目的とする。

1.3 事業の実施場所

本事業の実施場所は、以下に示すとおりとする。

項目	内容
事業実施場所	神戸市中央区港島南町3 ※参考資料1「位置図」を参照のこと。
用途地域	準工業地域
敷地面積	14,679.19m ² ※参考資料2「敷地範囲図」を参照のこと。
建ぺい率	60%
容積率	200%

事業実施場所は、本事業期間中、事業者が無償で貸与する。

貸与中は、事業実施場所及び周辺地域の安全管理に努めることとし、本事業の遂行以外の目的で使用してはならない。

1.4 事業の対象施設

本事業における主な整備対象施設は、以下に示すとおりとする。

施設名
メイングラウンド（夜間照明施設を含む）、 アップ用グラウンド（照明施設は照明灯設置のための基礎・ポールのみ）、 防球ネット（一部フェンス）、観客席、 駐車場（照明施設は照明灯設置のための基礎・ポールのみ）、駐輪場、 クラブハウス、外周フェンス（利用者の落下防止措置用）、門扉（敷地の出入口）

1.5 事業範囲

本事業における事業範囲は、事業者が本要求水準書に示された要求水準事項に沿って行う次の業務をいう。

- ① 設計・計画通知等各種申請業務
- ② 工事業務
- ③ 工事監理業務
- ④ その他事業実施に必要な業務

1.6 本事業における留意事項

本事業の遂行にあたっては、次の事項に留意する。なお、各業務における留意事項については、別途記載する。

(1) 適正な事業計画

- ・本事業の取り組みの基本方針及び市の意図を十分に考慮し、事業計画を作成する。
- ・事業計画においては、事業を確実に遂行できるスケジュールを立てる。
- ・事業実施にあたっては、事業計画を確実に遂行できる体制を構築する。

(2) リスクへの適切な対応

- ・事業契約書に定める内容に従い、予想されるリスクへの対応策については、あらかじめ十分な検討を行い、事業期間中に発生することが予見されるリスクに対して的確に対応する。

(3) 地域経済への貢献

- ・地元経済寄与のため、積極的な市内業者の活用を期待する。
- ・市内業者で施工可能な工種については、可能な限り市内業者の活用を図る、地元企業から優先的に資材等を購入する等、地域経済の活性化に貢献するよう配慮をする。

1.7 業務従事者の条件等

業務従事者（事業者及び事業者から業務を受託するその他の業務従事者等。以下「業務従事者」という。）は、以下の事項に従うものとする。

- ・本事業に関係する業務従事者は、本事業を円滑に進めるため、互いに打合せを十分に行う。
- ・業務従事者は、事業実施場所及び周辺地域への影響に配慮し、市と十分に協議して、事業を実施する。市と協議した場合には、その都度打合せ記録簿を作成・保管し、市へ当該打合せ記録簿を提出する。
- ・上記以外に、近隣への対応、当該所轄官庁への許可申請、届出、協議等を行った場合には、その打合せ記録簿等を作成・保管し、市からの指示があるときには、当該打合せ記録簿等を市へ提出する。なお、申請書・届出等の副本は、市に提出する。

- ・業務従事者は、業務従事者であることを容易に識別できる服装または名札・腕章等を着用し、業務にあたるものとする。

1.8 第三者の使用

事業者は、入札参加時に表明する企業以外の第三者を使用する場合、事前に市に届け出て、その承諾を得るものとする。

1.9 遵守すべき法規制等

本事業の遂行にあたっては、各業務の提案内容に応じて関連する以下の法令、条例、規則、要綱などを遵守するとともに、各種基準、指針等についても、本事業の要求水準と照らし合わせて適宜参考にするものとする。

なお、以下に記載の有無に関わらず、本事業に必要な法規制については遵守することとし、適用法令及び適用基準は、各業務着手時の最新版を遵守するものとする。

(1) 法令等

- ・計量法
- ・消防法
- ・労働安全衛生法
- ・労働基準法
- ・電気事業法
- ・騒音規制法
- ・振動規制法
- ・都市計画法
- ・建築基準法
- ・建築士法
- ・建設業法
- ・大気汚染防止法
- ・建築物における衛生環境の確保に関する法律
- ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）
- ・建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律
- ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- ・石綿障害予防規則
- ・電気設備に関する技術基準を定める省令

(2) 条例等

- ・兵庫県建築基準条例
- ・兵庫県福祉のまちづくり条例

- ・兵庫県環境の保全と創造に関する条例
- ・神戸市建築物の安全性の確保等に関する条例
- ・神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例
- ・神戸市建築物等における環境配慮の推進に関する条例
- ・神戸市建築基準法施行細則
- ・神戸市火災予防条例
- ・神戸市廃棄物の適正処理，再利用及び環境美化に関する条例
- ・神戸市グリーン調達等推進基本方針

(3) 参考基準・指針等

本事業の遂行にあたっては，以下の基準類を適用するものとする（特に記載のないものは国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）。なお，基準類はすべて最新版が適用されるものとし，事業期間中に改訂された場合は，改訂内容への対応について協議を行うものとする。

1) グラウンド整備等に関する基準類

- ・都市公園技術標準解説書〔(一社) 日本公園緑地協会〕
- ・屋外体育施設の建設指針〔(公財) 日本体育施設協会屋外体育施設部会〕
- ・屋外体育施設のルール〔(公財) 日本体育施設協会屋外体育施設部会〕
- ・屋外体育施設舗装工事積算の手引き〔(公財) 日本体育施設協会屋外体育施設部会〕
- ・屋外体育施設の維持管理マニュアル〔(公財) 日本体育施設協会屋外体育施設部会〕

2) 一般事項としての基準類

- ・建築工事設計図書作成基準及び参考資料〔(一社) 公共建築協会〕
- ・神戸市測量・地質調査・設計業務等共通仕様書（神戸市）
- ・神戸市バリアフリー道路整備マニュアル
- ・福祉のまちづくり条例逐条解説-特定施設整備編-（兵庫県）
- ・建物のシックハウス対策マニュアル（国土交通省住宅局建築指導課編）
- ・神戸市建築電気設備設計図書作成要領（神戸市建築技術管理委員会）
- ・神戸市建築機械設備設計図書作成要領（神戸市建築技術管理委員会）
- ・建築設備計画基準〔(一社) 公共建築協会〕
- ・建築設備設計基準〔(一社) 公共建築協会〕
- ・建築設備設計計算書作成の手引き〔(一社) 公共建築協会〕
- ・給水装置工事施行基準（神戸市水道局）
- ・神戸市排水設備指針と解説（神戸市建設局下水道河川部）

3) 構造設計上の基準類

- ・建築構造設計基準及び参考資料〔(一社) 公共建築協会〕
- ・建築構造設計基準の資料（国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課）
- ・日本建築センター指針

- ・日本建築学会各種基準

4) 積算上の基準類

- ・建築数量積算基準・同解説 [(一財) 建築コスト管理システム研究所]
- ・建設物価 及び 建築コスト情報 [(一財) 建築物価調査会]
- ・積算資料 及び 建築施工単価 [(一財) 経済調査会]
- ・公共建築設備数量積算基準・同解説 [(一財) 建築コスト管理システム研究所]
- ・公共建築工事積算基準の解説 [(一財) 建築コスト管理システム研究所]
- ・土木工事積算基準 (国土交通省等)

5) その他指定する仕様書, 詳細図等

- ・土木工事共通仕様書 (神戸市)
- ・公共建築工事標準仕様書 建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編 [(一社) 公共建築協会]
- ・建築工事標準詳細図 (国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課)
- ・公共建築設備工事標準図 (電気設備工事編・機械設備工事編) [(一社) 公共建築協会]
- ・建築工事監理指針, 電気設備工事監理指針, 機械設備工事監理指針 [(一社) 公共建築協会]
- ・建築保全業務共通仕様書及び同解説 [(一社) 建築保全センター]
- ・工事写真撮影ガイドブック [(一社) 公共建築協会]
- ・内線規程 [(一社) 日本電気協会 需要設備専門部会]
- ・非飛散性アスベスト廃棄物の取扱いに関する技術指針 (有害物質含有等製品廃棄物の適正処理検討会)
- ・建築設備耐震指針・施工指針 [(一財) 日本建築センター]
- ・官庁施設の総合耐震・対津波計画基準 (国土交通省大臣官房官庁営繕部)
- ・神戸市グリーン調達等方針

1.10 事業スケジュール (予定)

本事業の主なスケジュールは、以下のとおりとする。

事業契約締結	令和3 (2021) 年3月下旬
設計及び施工期間	契約締結日の翌日～令和4 (2022) 年3月下旬
事業終了	令和4 (2022) 年3月31日 ただし、設計・施工期間は工期短縮の事業者提案を可能とする。 工期は、協議により合議した期間とする。

1.11 事業関連資料等の取扱い

- ・市が提供する資料等は、一般に公表することを前提としていない情報であるため、関係者以外配布禁止とし、取り扱いに注意するものとする。
- ・事業者は、提供された資料等を本事業に関する業務以外で使用しないこととし、不要になった場合には、速やかに返却もしくは適切に廃棄することとする。
- ・提供した資料等を複写等した場合には、内容が読み取られないように処理したうえ、上記の返却時までにはすべて廃棄することとする。

1.12 本事業の市担当職員

市は、事業契約書（案）に基づき、本事業を担当する総括係員、主任係員及び係員を置き、その氏名を事業者に通知する。

1.13 市の引渡し検査

市は、事業者による工事検査及び試運転の終了後、事業者立会いの下で完成検査を実施する。

2. 施設整備に関する要求水準

2.1 施設整備の基本的な考え方

- ・ 関連法令等を遵守する。
- ・ 安全性・耐震性，耐久性，災害時における機能維持や早期回復・復旧に配慮する。
- ・ ライフサイクルコストの低減や将来における修繕・更新・部分的な用途の変更等に対応可能なフレキシビリティの高い仕様の採用等，経済性に配慮する。
- ・ 地球環境に配慮した製品・資材等の選定や再生可能エネルギーの利用，省エネルギー設備の導入など，環境負荷の低減や周辺環境の保全に配慮する。
- ・ 工事に伴う騒音，振動，粉塵（土埃，砂埃）等を最小限に抑えるとともに，事故防止のための対策を講じる。
- ・ 施設建設に係る負担金・手数料等の費用については，事業者の負担とする。
- ・ 市が支払う設計・施工等の対価の一部には，助成金（スポーツ振興くじ助成等）を充当することを予定しており，事業者は，市の実績報告手続等に協力するものとする。

2.2 事業実施場所に関する条件等

事業実施場所に関する条件は，以下のとおりである。

なお，事業実施場所に関する規制内容やインフラ整備状況については，本事業を実施する事業者にて適宜確認等を行うこと。

(1) 事業用地

神戸市中央区港島南町3

参考資料1「位置図」を参照のこと。

(2) 敷地面積

14,679.19 m²

参考資料2「敷地範囲図」を参照のこと。

(3) 敷地概況

更地（敷地の中央部に盛土あり。参考資料3「現況写真」を参照のこと。）

(4) 地域・地区

ア 準工業地域

イ 法定建ぺい率：60%，法定容積率：200%

(5) 地区計画

ポートアイランド南地区

(6) インフラ整備状況

事業実施場所のインフラ整備状況は，以下のとおりである。接続整備に関しては，事業者が提案する施設整備に合わせて，各供給事業者等と協議を行うものとする。

参考資料4「インフラ現況図」を参照のこと。

なお，接続整備に要する負担金，分担金，工事費等の費用については，事業者の負担とする。

1) 電気

- ・供給事業者への確認，調整を行う。
- ・構内の引込は，地中埋設管路にて行う。

2) ガス

- ・港島 33 号線，港島 65 号線にガス管が敷設されている。
- ・詳細については，供給事業者への確認，調整を行う。

3) 上水道

- ・港島 33 号線，港島 65 号線に水道管が敷設されている。
- ・詳細については，神戸市水道局担当部署への確認，調整を行う。

4) 下水道

- ・港島 33 号線，港島 65 号線に下水管が敷設されている。
- ・詳細については，神戸市建設局下水道部担当部署への確認，調整を行う。

5) 雨水

- ・港島 33 号線，港島 65 号線に雨水管が敷設されている。
- ・グラウンドの排水を場外に排出する配管は，グリストラップを介して，雨水管に接続する等，排水への影響を考慮した計画とすること。
- ・ゲリラ豪雨，台風被害などを考慮した雨水排水計画とすること。
- ・詳細については，神戸市都市局新都市事業部担当部署への確認，調整を行う。

6) 電話回線

- ・電話線の引込は不要である。

7) 地盤状況

地盤状況を参考資料 5 「計画地付近で提供できる地盤調査結果」に示すが，本事業の実施にあたり必要な調査は，事業者の責任及び費用負担により行う。

2.3 施設概要

(1) 施設の内容

- ・本事業で整備するメイングラウンドは，主に市民の一般利用，小中学生の練習利用を目的としたサッカーグラウンドであり，公式試合，大会等の利用は想定していない。また，ラグビーの練習利用についても想定している。
- ・本事業で整備する施設の利用時間帯は，午前 9 時から午後 9 時頃を予定している。
- ・本事業で整備する施設の運営については，常駐管理を想定していない。

(2) 施設の供用開始時期（予定）

令和 4 年 4 月 1 日を予定している。

2.4 設計要求水準

(1) 敷地内ゾーニング計画

- ・敷地内への進入出に対する視認性を確保した構内への車両出入口を設けること。

- ・救急車、消防車等の緊急車両が進入できる計画とするとともに、救護室やピッチ内まで迅速なアクセスが可能な計画とすること。
- ・歩車分離を基本とし、人、車両等が円滑かつ安全に移動可能な計画とすること。
- ・施設利用に伴う騒音、振動、粉塵（土埃、砂埃）等による近隣への影響が最小となるよう配慮した施設配置とする。
- ・敷地内への防犯対策等として、門扉（レール等を含む。）を設置すること。また、敷地周囲の必要な箇所について、フェンス等で利用者等の落下防止の対策を講じること。なお、機械警備設備については不要だが、監視カメラ（メイングラウンド方向、駐車場方向を撮影・記録し、撮影内容を現地以外の2カ所で確認できるもの。通信方法については提案に含めること）を設置すること。門扉及びフェンス等は、安全性や耐久性に配慮する。
- ・各種基準などの適用に応じて必要となる表示、サインなどを適切な位置に計画し、設置する。
- ・敷地内に、「神戸市建築物等における環境配慮の推進に関する条例」に規定される最小限度の植栽を求める。外構設計にあたっては、敷地形状を考慮し有効な構内道路や周辺の景観と調和する良好な環境の整備に努めるとともに、耐久性にも配慮する。
- ・管理用通路等、作業動線を考慮した計画とすること。
- ・敷地内の盛土は全て使い切ること。敷地外への搬出は想定していない。
- ・グラウンド基礎部の施工については、将来的に撤去しやすい工法が望ましい。

(2) メイングラウンド

- ・ピッチ（105m×68m）・ピッチ外（3m×2，2m×2）を含む、111m×72mの人工芝を敷設したメイングラウンド（1面）を計画する。
- ・人工芝敷設部分の基礎については、透水アスファルトを使用すること。それ以外については、透水アスファルトに限らない。
- ・浸透式の雨水処理を計画し、整備すること。（面状暗渠・透水管敷設等）
- ・①105m×68m（1面）、②50m×68m（2面）、③ラグビー練習用のラインを整備する。
濃淡ゼブラ（5.5m間隔）、サッカーピッチ1面（白）
少年サッカーピッチ（黄）
ラグビーピッチ（青：ゴールライン、22メートルライン、10メートルラインのみ）
- ・少年サッカー用コーナフラッグ、サッカー用コーナフラッグ、ラグビー用コーナフラッグ、ラグビー用ゴール（高さ7m）が設置できるようにすること。ラグビー用ゴールについては、基礎を設置すること。なお、これらの競技用備品は市で別途調達する。
- ・敷地南側に、観客席（ハーフコートに50席ずつ）を2か所設置する（合計100席）。あわせて、観客の落下防止措置を行うこと。
- ・メイングラウンドの東側と西側については、本事業とは別途サッカーゴールや物置等を設置するため、防球ネットの外側に5m幅の空間を設けること。

<人工芝の仕様>

- ・人工芝の選定は、優れた排水性能または工法を有するものを採用し、耐久性、プレー性能など、総合的に良質で実績のあるものとする。
- ・メンテナンスが容易で、経年使用の摩耗による部分補修等において応急対応が可能であり、継続して全天候舗装材の維持が可能な製品とする。
- ・夏季の熱中症対策として、温度抑制効果のある製品とする。
- ・怪我の抑制、疲労の軽減など考慮することが望ましい。ただし、アンダーパットは不要とする。
- ・ロングパイル人工芝の長さ 60mm、肉厚 300 μ m 以上の製品で実績のあるもの。
※数値以下であっても、同等の製品以上の耐久性、プレー性能等を備える製品の提案は可とする。
- ・耐久試験において走行回数 10 万回以上の耐摩耗性能が確保できるもの。
- ・J F A ロングパイル人工芝製品検査完了証が発行されたもの。
- ・人工芝の保証は 7 年間とし、補修に関する確約書を提出すること。
- ・神戸市内に本社を置く企業が生産、加工または製造した製品を使用した場合は、総合評価点における加算点の対象とする。
- ・使用するチップはカラーチップとし、周囲の環境を汚染させることのない材質のものとし、有害物質が使用されていない安全性の保証されている製品とする〔土壤汚染対策法に規定されている溶出試験の第三者機関による試験結果（2019 年）を提出すること〕。
- ・通常メンテナンスの方法、定期メンテナンスの頻度、部分補修への対応と費用について、提案書に記載する。
- ・長期メンテナンス計画についても、保証期間を含めて提案すること。
- ・10 年間のメンテナンス必要経費概算費用（内訳書）を添付すること。

(3) アップ用グラウンド

- ・敷地内に、人工芝を敷設したアップ用グラウンド（1 面）を 30m×20m で計画する。
路盤及び基層（アスファルト）については、駐車場と同様の構造とすること。

<人工芝の仕様>

- ・人工芝の長さ 55mm 以上、肉厚 300 μ m 以上の製品で実績のあるもの。
- ・人工芝は再利用も可とする。
- ・使用するチップは、周囲の環境を汚染させることのない材質のものとし、有害物質が使用されていない安全性の保証されている製品とする（土壤汚染対策法に規定されている溶出試験の第三者機関による試験結果（2019 年）を提出すること）。

(4) 夜間照明施設（グラウンド、アップ用グラウンド）

- ・メイングラウンドに、夜間照明施設を設置する。2 辺以上の方向から照明されるように設計され、J I S 基準に基づく照度（地面上における平均照度が 100 lx 以上、照度均斉度 0.3 以上）グレア値 55 以下を得ることができる照明設備であること。

- ・アップ用グラウンドには、後日、本事業とは別工事にて照明設備のみ1機を移設することを想定しているため、照明設備の移設を予定する1機分のみの基礎・支柱・配管・配線を計画すること。参考資料6「本事業とは別工事にて移設予定の照明設備」を参照のこと。
- ・管理者及び施設利用者が利用可能な、集中管理機能（電灯等の一括入切が可能なもの）及び照度調整機能（メイングラウンドとアップ用グラウンド、メイングラウンドの全面／半面で点灯が可能なもの）を求める。
- ・日常の清掃、点検・保守作業等の維持管理業務が効率的かつ安全に行えるよう配慮する。夜間照明施設に関するランニングコストについても、提案すること。
- ・LED型照明器具を原則とする。照明器具は、ほこりが付着しにくいものとするなど、衛生面や維持管理上の配慮をした器具を選定する。

(5) 防球ネット

- ・メイングラウンド（ピッチ面からの高さ10m以上）、アップ用グラウンド（ピッチ面からの高さ5m以上）に防球ネットを設置する。ただし、道路面の防球ネットは、ピッチ面から高さ10m以上とする。
- ・建築基準法が適用されない高さであっても、建築基準法関係法令に定める構造強度を有するものとする。
- ・防球ネットの柱を鋼材とする場合は表面処理を溶融亜鉛メッキ（JISH8641, HDZ45）同等以上の耐久性・防食性を有する仕上げとすること。また、鋼材以外の柱とする場合もこれと同等以上の耐久性・防食性を有する仕様とすること。
- ・敷地北側については、外周フェンス（1.8m）の上部に防球ネットが接続されている構造のものとする。
- ・ネットフェンス用の支柱については、クッション材を巻き付ける等の安全対策を講じること。
- ・防球ネットの出入り口を、メイングラウンド及び練習用ピッチにおいて東側・西側に1箇所ずつ設けること。

(6) 駐車場（夜間照明施設等を含む。）

- ・乗用車60台以上、団体で利用するマイクロバス4台以上を収容可能とする、アスファルト舗装とし、区画線を設けた駐車場を計画する。
- ・出入口に有料の無人ゲートを設置するために必要な配線等の設備工事を実施すること。なお、駐車管理設備は市で別途契約する。
- ・クラブハウス付近に、障がい者用スペース（2区画）を設け、障がい者用の表示を行う。
- ・構内道路は、車両通行による沈下・不陸及び段差等を生じない構造とする。路盤については、透水アスファルトは不要とする。
- ・車両の通行及び歩行者の安全確保のため、必要な路面表示を設け、必要に応じ敷地内に歩道を設置する。

- ・ JISZ9110 に定める駐車場の基準による適切な照度の夜間照明施設を計画する。照明による近隣に及ぼす影響の最小化を図りつつ、防犯性等にも配慮し、照明の目的・効果が期待どおり効果的に達成されていることに配慮する。ただし、後日、本事業とは別工事にて照明設備 1 機を移設することを想定しているため、照明設備の移設を予定する 1 機分の基礎・支柱・配管・配線をあわせて計画すること。参考資料 6「本事業とは別工事にて移設予定の照明設備」を参照のこと。

(7) 駐輪場

- ・ 自転車 20 台、原付 10 台程度を収容可能とする、アスファルト舗装の駐輪場を計画する。
- ・ 路盤及び基層（アスファルト）については、駐車場と同様の構造とすること。

(8) クラブハウス

- ・ 以下の機能を有する、延床面積 160～170 m²程度のクラブハウスを建設する。
- ・ 室内にロッカー、空調、シャワー室を有する更衣室 2 室を計画する。時間帯によっては、60 名（15 名×4 チーム）が利用することが想定される。
- ・ ロッカーは、背面ロッカー（オープンタイプ、1 個当たり W58mm・D48mm・H47mm 程度）27 個×2 室、鍵付きロッカー（1 個当たり W58mm・D48mm・H47mm 程度）3 個×2 室を設置すること。
- ・ シャワーブースは、各更衣室に 1 基ずつ、別途、車椅子対応用 1 基を設置すること。給湯器については、利用者が連続してシャワーを使用した場合においても給湯可能なものとする。
- ・ クラブハウスの外部から直接出入りができるトイレ（男性用、女性用、多機能トイレ）を各 1 室設置する。トイレの出入り口については、外部から施錠できるようにすること。
- ・ トイレの内訳は、男性用トイレ（小 3、大・洋式 1、洗面台 1）、女性用トイレ（大・洋式 2、洗面台 1）とする。多機能トイレは、「こうべ・だれでもトイレ」程度とし、車椅子や L G B T の方に配慮したトイレを設置すること。
- ・ トイレの床材については、湿式とすること。
- ・ 適切な規模の救護室（20～25 m²程度、授乳室と併用）、事務室（救護室としても使用できるもの）を設ける。空調を設置すること。
- ・ 日常の清掃、点検・保守作業等の維持管理業務が効率的かつ安全に行えるよう配慮した建物とする。
- ・ メイングラウンドに面した壁面に水飲み場（蛇口 2）、足洗い場（蛇口 3）を設置すること。
- ・ 自動販売機を 3 台設置できるよう電源設備等を設置すること。
- ・ 日よけ、雨やどりなどの庇や屋根のある外部空間を有効に計画すること。

2.5 建築計画の考え方

- ・ 建築物の構造は、安全性・耐久性・経済性に配慮した計画とする。
- ・ 防水工事の工法に関しては、10年以上の保証を取得可能な工法を選択すること。
- ・ 建築物の基礎については、敷地や地盤の状況を十分に把握したうえで、安全かつ経済性に配慮した計画とする。
- ・ 更新性、メンテナンス性及び塩害対策を考慮する。
- ・ 自然採光の取り入れや照度センサーによる照明制御を行う等、照明負荷の削減について十分配慮した計画とする。
- ・ 照明器具、コンセント等の配管配線工事及び幹線工事を行う。なお、これらについては業務に必要な配置に配慮し、適切な数を確保すること。非常照明、誘導灯等は、関連法令等に基づき設置する。
- ・ LED型照明器具を原則とする。照明器具は、ほこりが付着しにくいものとするなど、衛生面や維持管理上の配慮をした器具を選定する。
- ・ 消防法に基づき必要な消火設備を設置する。

3. 設計・計画等各種申請業務に関する要求水準

3.1 基本事項

(1) 業務の範囲

事業者は、本要求水準書、事業者提案等に基づき、業務を遂行するために必要な設計・計画通知等各種申請を行う。設計・計画通知等各種申請業務には、以下のものを含むものとする。

- ① 施設整備に必要な調査一式〔地盤調査，土壤調査，敷地測量（平面・高低差），電波障害調査等〕を行う。
- ② 近隣との調整及び建築準備調査等を十分に行い，工事の円滑な進行と近隣の理解及び安全を確保する。
- ③ 市の既済調査を参考にしつつ，建物及びその工事によって近隣に及ぼす諸影響を検討し，問題があれば適切な処置を行う。
- ④ 敷地境界は，境界協定書に基づき測量にて境界標を復元し，関係機関に確認すること。
- ⑤ 各種許認可申請等業務及び関連業務
 - ・施設整備を円滑に実施するため，法規制に関する関係官公署への事前相談，事前協議等を行うこと。
 - ・市の関係部局（市以外の関係官公署を含む）との協議・調整や必要となる申請や届出等を行い，協議・調整が整ったものの副本等を取りまとめ，市に提出すること。
 - ・事業や工事に伴い必要となる申請等について，関係法令等による全ての手続きについてリストを作成すること。各申請等に当たっては，市に事前に説明を行い，市の確認を受けること。
 - ・各種申請等の手続きを円滑に行い，事業スケジュールに遅延が発生しないようにすること。あわせて，各種申請許認可等の書類の写しを市に提出すること。
 - ・関係官公署との事前協議等において市の協力が必要な場合，市は必要に応じこれに協力する。
 - ・市が行う必要がある申請等の諸手続きに対しては，事業者は市の求めに応じて必要な協力を行うこと。
 - ・事業者は計画通知等，関係官公署への手続きの主体となり，資料作成を行うこと。
 - ・発生する手数料等は全て事業者の負担とする。
- ⑥ 実施設計及び計画通知等各種申請業務
- ⑦ その他，付随する業務（調整，報告，検査等）

(2) 業務の期間

事業全体のスケジュールと整合を図り，事業者が計画する。なお，具体的な期間については，事業者の提案に基づき事業契約書で定める。

(3) 設計体制及び技術者の配置

事業者は、設計業務を遂行するにあたっては、以下に示す有資格者等を配置するものとし、設計業務着手前に市に書面を提出し、市の承諾を得るものとする。

1) 管理技術者（設計）

- ・事業者は、業務遂行にあたって、あらかじめ実務経験が豊富であり誠実かつ責任感のある管理技術者を選定し、その者の経歴及び資格を書面にて市に提出し、市の承諾を得るものとする。
- ・管理技術者は、設計において本業務の設計趣旨・内容を総括的に反映できる一級建築士とする。
- ・管理技術者は、市の承諾を得て、「2) 設計担当者」を兼ねることができる。なお、設計業務の履行期間中において、その者が管理技術者として著しく不相当であると市がみなした場合には、事業者は速やかに適切な措置を講ずるものとする。

2) 設計担当者（土木または造園）（建築）（設備）

- ・事業者は、実務経験が豊富な設計担当者を選定する。なお、設計業務の履行期間中において、設計担当者が業務を担当するにあたり、著しく不相当であると市がみなした場合には、事業者は速やかに適切な措置を講ずるものとする。

3) その他設計体制

- ・事業者は、照査等、設計の品質を保証するための体制を構築するものとする。

(4) 設計計画書の提出

事業者は、設計業務着手前に業務工程表を作成し、市に提出して承諾を得るものとする。

(5) 設計内容の協議

事業者は、設計の検討内容について、市と協議しながら行うものとする。協議の方法、頻度など詳細については事業者の提案によるものとする。

市との協議内容については、その都度書面に記録し、相互に確認する。

(6) 設計変更

市は、必要があると認めた場合、事業者に対し、設計の変更を要求することができる。この場合の手続き及び費用負担等については事業契約書で定める。

(7) 業務の報告及び書類・図書等の提出

事業者は、業務工程表に基づき定期的に市に対して設計業務の進捗状況の説明及び報告を行うとともに、次表に示す書類・図書等を市に提出し、承諾を得るものとする。なお、設計図書に関する著作権は、市に帰属する。

提出時期	品目	部数	体裁	備考
着手時	業務工程表	1	A4 版	
	管理技術者通知書	1	A4 版	経歴書等を含む
	着手届兼業務計画書	1	A4 版	
	受注者管理体制系統図	1	A4 版	
	承諾願（協力企業がある場合）	1	A4 版	
	各専門における担当事務所名，担当技術者の経歴等	1	A4 版	
業務中	業務打合せ記録簿	1	A4 版	
	指示，承諾，協議等	1	A4 版	
	借用書（借用物がある場合）	1	A4 版	
完了時	業務完了通知書	1	A4 版	
	設計成果品	—	次表による	
	積算関係資料	1	次表による	
	その他資料・提出図書等	1	次表による	

設計成果品一覧表

凡例：◇は該当する場合のみ ■◆は全施設に対し個別に必要

成果物等	サイズ	提出形式	部数
■実施設計図書 CAD データ (PDF 及びオリジナルデータ形式)		CD または DVD	1
A. 土木実施設計図		A4 製本※	2
◆現況平面図	A3	↓	↓
◆計画平面図 (全体)	A3	↓	↓
◆工種別平面図	A3	↓	↓
◆縦横断図	A3	↓	↓
◆構造図	A3	↓	↓
◆展開図	A3	↓	↓
B. 建築実施設計図		A4 製本※	2
◆建築工事 特記仕様書・補足標準仕様書	A3	↓	↓
◆材料・工法指定一覧表	A3	↓	↓
◆付近見取り図・配置図・仮設計画図	A3	↓	↓
◆平面図兼仮設計画図	A3	↓	↓
◆断面図 (2面以上)	A3	↓	↓
◆平面詳細図・天井伏図	A3	↓	↓
◆展開図 (各面)	A3	↓	↓
◆建具表	A3	↓	↓
◆各部詳細図	A3	↓	↓
◇現況調査報告書を図面化したもの	A3	↓	↓
◆立面図 (各面)	A3	↓	↓
◆矩計図 (主要部詳細)	A3	↓	↓
◆屋根伏図	A3	↓	↓
◆構造図	A3	↓	↓
◆撤去図	A3	↓	↓
C. 電気設備実施設計図		A4 製本※	2
◆神戸市電気設備工事 特記仕様書・補足標準仕様書・補足標準図	A3	↓	↓
◆電気設備設計図	A3	↓	↓
◇受変電設備図	A3	↓	↓
◇非常電源設備図	A3	↓	↓
◆幹線平面図	A3	↓	↓
◆電灯コンセント設備系統図	A3	↓	↓
◆電灯コンセント設備平面図	A3	↓	↓
◇動力設備系統図	A3	↓	↓
◇動力設備平面図	A3	↓	↓

成果物等	サイズ	提出形式	部数
◇弱電設備系統図	A3	↓	↓
◆弱電設備平面図	A3	↓	↓
◆火災報知等設備系統図	A3	↓	↓
◆火災報知等設備平面図	A3	↓	↓
◇屋外設備図	A3	↓	↓
◆盤類結線図	A3	↓	↓
◆各種系統図	A3	↓	↓
D. 給排水衛生設備実施設計図		A4 製本※	2
◆神戸市機械設備工事 特記仕様書・補足標準仕様書・補足標準図・各柵類仕様書	A3	↓	↓
◆給排水衛生設備設計図	A3	↓	↓
◆給排水衛生設備系統図	A3	↓	↓
◆給排水衛生設備平面図	A3	↓	↓
◆給排水衛生設備立面図	A3	↓	↓
◇部分詳細図	A3	↓	↓
◇屋外配管図	A3	↓	↓
E. 積算関係資料			
■積算関係図書一式			
◆数量積算計算書	任意	紙及びデータ	1
◆内訳明細書 (Excel 形式)	↓	紙及びデータ	各 1
◆見積書 (単価根拠となる施工者見積書, 刊行物等を含む)	↓	紙	1
F. その他資料・提出図書等			
◆現地調査報告書	任意	紙	1
◆計画通知等各種申請図書	A4/A3	紙	1

※A4 製本図は、建築、電気設備、給排水衛生設備を一冊にまとめる形式にて、3部提出。

3.2 設計・計画通知等各種申請業務の基本方針

(1) 設計計画・設計体制の妥当性

- ・市の要求する工事完了時期に合わせ、確実に工事が完了するよう、确实性、妥当性の高い設計計画・設計体制とする。
- ・各種性能，工期，安全等を確保するよう，責任を明確にした体制を構築するとともに，統一的な品質管理体制に配慮する。

(2) 環境負荷低減への配慮

- ・二酸化炭素排出量の削減に貢献するよう配慮する。
- ・リサイクル性の高いエコマテリアルの採用に努めるなど，環境負荷低減に貢献する。

(3) その他

- ・設計にあたっては，既存の敷地や周辺道路，建物等への影響が極力少なくなるよう配慮する。
- ・将来の維持管理，更新等を考慮した設計を行う。

4. 工事業務に関する要求水準

4.1 基本事項

(1) 業務の範囲

事業者は、本要求水準書に基づき、設計業務において作成した設計図記載の工事を行う。工事業務には、以下のものを含むものとする。

- ・対象施設の整備業務（施設整備に伴う一切の工事を含む。）
- ・近隣対応・対策業務
- ・その他、付随する業務（調整、報告、申請、検査等。）

(2) 業務の期間

事業全体のスケジュールと整合を図り、事業者が計画する。なお、具体的な期間については、事業者の提案に基づき事業契約書で定める。

(3) 施工体制及び技術者の配置

事業者は、工事業務を遂行するにあたって、以下に示す有資格者等を配置するものとし、工事業務着手前に市に書面を提出して承諾を得るものとする。

1) 監理技術者等

- ・事業者は、建設業法の規定を遵守し、同法第 26 条第 1 項に規定する主任技術者または同第 3 項に規定する監理技術者を専任で適切に配置する。

(4) 業務の報告及び書類・図書等の提出

事業者は、施工計画書に基づき定期的に市に対して工事業務の進捗状況の説明及び報告を行うとともに、次表に示す書類・図書等を市に提出し、承諾を得るものとする。

なお、次表に特記なき限り、建築工事特記仕様書及び補足標準仕様書に記載の提出物を適宜提出するものとする。

提出時期	品目	部数	体裁	備考
着手時	工事着手届・工事工程表	2	A3 版	
	施工計画書	2	A4 版	
	現場代理人等設置通知書（監理技術者、主任技術者）	2	A4 版	
	経歴書（監理技術者、主任技術者）及び有資格者証の写し	2	A4 版	
	施工体系図・施工体制台帳	1	A3 版	
	実施工程表	1	A3 版	
	神戸市公共工事に準じた書類様式一式	1	A4 版	様式は落札者に配布
	建設リサイクル法第 11 条に基づく通知書	2	A4 版	

提出時期	品目	部数	体裁	備考
	建設リサイクル法第13条に基づく書面	2	A4版	
	アスベスト事前調査報告書・PCB調査報告書・水銀使用製品調査報告書	1	A4版	
	近隣配布用資料・配布範囲図	1	A4版	
施工中	納入仕様書・材料検査簿・出荷証明書・成績証明書等	1	A4版	
	二週間工程表	1	A4版	
	施工図	1	A3版	打合せごと
	関係官庁届出書	2	A4版	
	協議記録・打合せ記録簿・指示書	2	A4版	
	夜間・休日作業届	1	A4版	
	工事写真	1	A4版	
建設物副産物処理結果報告書	1	A4版		
完了時	工事完成届	2	A4版	
	完成図	1	図面データ (DXF, PDF, TIF形式)	
		1	A3二つ折製本	
	水道・電気使用量等確認書兼報告書	1	A4版	
	各種試験報告書・検査記録	1	A4版	
	機器完成図	1	A4版	
	機器性能試験報告書	1	A4版	
	機器取扱説明書	1	A4版	
	機器納入者連絡先一覧表	1	A4版	
	試運転調整記録	1	A4版	
	完成確認報告書	1	A4版	
	防水工事保証書一覧表	1	A4版	
	物品引渡書	2	A4版	
	補修連絡先一覧	2	A4版	
	付属工具リスト	2	A4版	
	関係官庁届出書類	1	A4版	
電子納品	1	CD-ROM		

4.2 工事業務の基本方針

(1) 施工計画・施工体制の妥当性

- ・市の要求する工事完了時期に合わせ、確実に工事が完了するよう、确实性、妥当性の高い施工計画・施工体制とする。

- ・ 施工期間中における敷地内・周辺の安全確保を行う。
- ・ 各種施工に伴う周辺環境への影響（騒音，振動，粉塵，車両通行等）を極力少なくするように配慮する。
- ・ 各種性能，工期，安全等を確保するよう，責任を明確にした体制を構築するとともに，統一的な品質管理体制に配慮する。

(2) 環境負荷低減への配慮

- ・ 施工段階においても，二酸化炭素排出量の削減や廃棄物の削減等，環境負荷低減に貢献するよう配慮する。

(3) 工事の開始

- ・ 事業者は，契約後，実施設計を行い，市の承諾を得てから，対象施設の着工に着手すること。

(4) 責任施工

- ・ 事業者は，要求水準書に明示されていない事項であっても，性能を発揮するために必要なものは，事業者の負担で施工すること。

(5) 施行前の許認可

- ・ 対象施設の施工にあたって，事業者が必要とする許認可等については，事業者の責任と負担において行うこと。また，市が関係官庁への申請，報告，届出等を必要とする場合，事業者は書類作成及び手続き等について事業スケジュールに支障が無いよう実施及び協力するものとし，その費用を負担すること。

4.3 工事業務の要求水準

(1) 一般的要件

- ・ 事業者は，本事業に関する工事一式を実施する。
- ・ 工事にあたって必要となる各種許可申請，届出等については，事業者の責任において，当該所轄官庁へ許可申請，届出等を行う。
- ・ 仮設，施工方法及びその他工事を行うために必要な一切の業務については，事業者が自己の責任において行う。
- ・ 事業者は，工事期間中，常に工事現場に工事記録を整備する。

(2) 現場作業日・作業時間

- ・ 現場作業日・作業時間は，近隣に影響のない範囲で原則，以下によるものとする。なお，事前に市と作業工程について十分協議を行うこと。
- ・ 基本的な作業時間は，平日，土曜日の8時から18時までとする。

- ・原則として、日曜日、祝日及び夜間に工事を行わないものとする。やむを得ず、日曜日、祝日及び夜間に作業を行う場合、近隣に迷惑のかからない範囲で、事前に計画書を市に提出し、市の了解を得たうえで作業を行う。ただし、日曜日、祝日及び夜間の作業は、連続して行わないなど、十分配慮する。

(3) 安全性の確保

- ・工事の実施にあたっては、近隣に対する安全確保を最優先するとともに、工事の安全管理を徹底し、事故防止に努める。
- ・工事で使用する範囲は必要最小限とし、安全確保が必要な場所及び市が必要と判断した場所については、仮囲い等により安全区画を設定する。また、工事作業場所についても同様とする。工事用車両の運行経路の策定にあたっては、近隣等の安全に十分配慮し、事前に市との協議・調整を行う。
- ・工事期間中は、必要に応じて交通誘導員を配置するなど、事業者の責任で安全性の確保に配慮する。

(4) 非常時・緊急時の対応

- ・事故、火災等、非常時・緊急時の対応について、事業者はあらかじめ市と協議のうえ、防災マニュアルを作成する。また、事故等が発生した場合は、防災マニュアルに従い直ちに被害拡大防止に必要な措置を講じる。

(5) 近隣対策等

- ・事業者は、自己の責任において、騒音、振動、臭気、光害、電波障害、粉塵（土埃、砂埃）の発生、交通渋滞及びその他工事が近隣に与える影響を検討し、合理的な範囲の近隣対策を実施する。
- ・事業者が行う近隣説明は、建設業務に関する事項とする。事業者は近隣に対し、以下の事項に留意する。

ア 工事中における安全対策について万全を期す。

イ 必要な工事状況説明及び調整を随時行う。

ウ 市に対し、近隣等への対応について事前及び事後にその内容及び結果を報告する。

(6) 工事現場の管理等

- ・事業者は、敷地周辺に工事用看板等により、工事概要、施工体系図、緊急連絡先等を掲示する。また、事前に市も含めた緊急連絡簿を作成し、市に届け出る。
- ・事業者は、工事を行うにあたって、使用が必要となる場所及び設備等について、各々その使用期間を明らかにしたうえで、事前に市に届け出て、承諾を得るものとする。
- ・事業者は、善良なる管理者の注意義務をもって、上記の使用権限が与えられた場所等の管理を行う。

(7) 工事写真

- ・ 工事を行う箇所について、施工前、施工中、施工後の工事写真を提出する。また、完成後、外部から見えない主要な部分の工事写真も提出する。
- ・ 写真帳（A4版・両面印刷）を1部及びJPG形式のデータ一式（媒体はCDまたはDVD）を提出する。

(8) 工事検査

- ・ 事業者は、工事完了後、事業者側検査員による工事検査を行い、事業契約書等に定める水準を満たしていることを確認する。
- ・ 事業者は、当該工事検査の日程を事前に市に通知する。
- ・ 事業者は、施工記録を用意して、現場で市の確認を受け、市は施設の状態が事業契約書等において定められた水準に適合するか否かについて確認を行う。ただし、この確認は、対象施設の水準に関して、市が認証したことを意味するものではない。
- ・ 事業者は、市に対して工事検査及び試運転の結果を、工事検査記録やその他の検査結果に関する書面の写しを添えて報告する。
- ・ 事業者は、完成検査に必要な工事完成図書を作成し、市に提出する。

(9) その他

- ・ 施工中は「1.9 遵守すべき法規制等」によるほか、「建設工事公衆災害防止対策要綱」及び「建設副産物適正処理推進要綱」に従い、工事の施工に伴う災害防止及び環境の保全に努める。
- ・ 工事の安全確保に関しては、「建築工事安全施工技術指針」を参考に、常に工事の安全に留意した現場管理を行い、災害及び事故の防止に努める。また、工事に伴い発生する廃棄物等（発生材）のリサイクル等、再資源化に努めるとともに、再生資源の積極的活用に努める。
- ・ 工事現場の安全衛生に関する管理は、監理技術者等が責任者となり、建築基準法、労働安全衛生法、その他関係法規に従って行う。
- ・ 工事用車両の出入りに対する交通障害、安全の確認等、構内及び周辺の危険防止に努める。近隣地域における工事用車両の通行は、朝夕の通学・通勤・通院等の時間帯を極力避けて行い、通行時には十分注意し、低速で通行する。
- ・ 対象敷地周辺道路への工事関係車両の駐車や待機を禁止する。
- ・ 気象警報・注意報等には常に注意を払い、必要な措置を取り、災害防止に努める。
- ・ 火気の使用や火花の飛散等、火災の恐れのある作業を行う場合は、火気取扱に十分注意し、火災防止に有効な材料等で養生するほか、消火器等を作業場所周辺に設置し、火災予防の徹底を図る。
- ・ 事業者は、敷地内及び周辺地域において、喫煙を禁止する。
- ・ 事業者は、駐車場、資材置場等の位置について、事前に市に承諾を得るものとする。

- ・ 工事完了後に以下の化学物質の濃度測定を行い, 厚生労働省が定める指針値以下であることを確認し, 施設の使用を開始する前に測定結果報告書(1部)を市に提出すること。
- 測定対象物質: ホルムアルデヒド, トルエン, キシレン, エチルベンゼン, スチレン, パラジクロロベンゼン
- 測定場所: クラブハウス・更衣室(2室)の内, 1ヶ所程度(1室)

5. 工事監理業務要求水準

5.1 基本事項

(1) 業務の範囲

事業者は、工事監理者を設置し、設計図書と工事内容の整合性の確認及び諸検査等の工事監理を行い、定期的に市に対して工事及び工事監理の状況を報告する。工事監理業務には、以下のものを含むものとする。

- ・工事監理業務
- ・その他、付随する業務（調整、報告、申請、検査等。）

(2) 業務の期間

事業全体のスケジュールと整合を図り、事業者が計画する。なお、具体的な期間については、事業者の提案に基づき事業契約書で定める。

(3) 工事監理者の配置

事業者は、工事監理業務を遂行するにあたっては、以下に示す有資格者等を配置するものとし、工事監理業務着手前に市に書面を提出して承諾を得るものとする。

工事監理者の資格要件については、「3. 設計・計画等各種申請業務に関する要求水準」の「1)管理技術者（設計）」に示す設計業務にあたる者の資格要件に準じるものとする。

(4) 業務の報告及び書類・図書等の提出

事業者は、定期的に市に対して工事及び工事監理の状況の説明及び報告を行うとともに、次表に示す書類・図書類を市に提出し、承諾を得るものとする。

提出時期	品目	部数	体裁	備考
着手時	着手届兼業務計画書	1	A4 版	
	業務工程表	1	A4 版	
	工事監理者通知書（経歴書を含む）	1	A4 版	
施工中	監理業務報告書（施工進捗写真含む）	1	A4 版	月次
	打合せ記録簿	1	A4 版	打合せごと
	指示書	1	A4 版	
完了時	業務完了通知書	1	A4 版	
	工事検査記録	1	A4 版	
	その他資料・提出図書等	1	A4 版	

5.2 工事監理業務の基本方針

設計段階から、施工、施設の引渡しまでの期間において、市、設計者及び施工者との調整を適宜行い、「1.10 事業スケジュール（予定）」に定める期間の翌日までに確実に供用開始ができるよう、工程管理を行う。

また、対象施設の性能・品質が確保されるよう、必要な対策を講じる。

5.3 工事監理業務に関する要求水準

(1) 一般的要件

- ・事業者が選任した工事監理者は、以下の業務のほか、工事の適切な管理に必要な業務を行う。
- ・工事業務で作成するすべての書類、図書が事業契約書等に定めるとおりであるかの審査を行う。
- ・打合せ記録簿を作成し、市に提出する。
- ・事業者は、工事監理業務の完了にあたって、品質管理のための施工プロセスチェックリスト（あらかじめ、市との協議によって、事業者が作成する。）に基づき、自主的に工事監理記録等の内容を検査し、その結果を報告する。
- ・工事監理者は、市に対して工事監理の状況を報告し、市の確認を受ける。ただし、この確認は、施工の状況、水準に関して市が認証したことを意味するものではない。また、工事監理者は、市が要請したときには、工事施工の事前及び事後報告、施工状況の随時報告を行う。
- ・工事監理者は、事業実施場所において、工事の施工が完了するごとに、工事期間、竣工時の工程内検査（設計図書等の履行状況）、出来形検査（工事の出来形管理）、品質検査（品質管理に関する検査）を実施し、設計、施工及び工事監理業務に係る業務水準を満たしていることを確認する。
- ・工事監理者は、工事完了時に、市に対して工事検査の結果報告を行う。

(2) 工事検査

- ・事業者は、工事監理企業から検査員を選定し、工事検査を行う。
- ・事業者は、工事検査の実施については、事前に市に通知する。
- ・市は、事業者が実施する工事検査及び試運転に立ち会うことができることとする。

(3) その他

- ・当節に記載無き事項については、下記の基準によるものとする。
 - ア 工事監理業務共通仕様書（その他請負契約用）
 - イ 建築工事監督要綱
 - ウ 神戸市工事監督規程
 - エ 工事監督員の手引き

上記（ア）～（エ）の資料については、下記 HP に公開されている最新版を適用すること。

<https://www.city.kobe.lg.jp/a03026/business/todokede/jutakutoshikyoku/kenchiku/koujikanri.html>